

申請日 2022 年 2 月 3 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿(商号又は名称) 新生インベストメント・マネジメント株式会社
(代表者) 代表取締役社長 平井 治子

業務改善命令に係る報告書

当社は、2022 年 1 月 28 日付金監督第 193 号をもって金融庁より、金融商品取引法第 51 条の規定に基づき業務改善命令を受けたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 25 号の規定に基づき報告いたします。

記

業務改善命令を 発出した行政 庁の名称	金融庁
業務改善命令 の概要	<p>1) 法令遵守に係る経営姿勢の明確化、法令順守体制及び内部管理体制の構築、上記の実現化に向けた業務運営方法の見直しを行うこと。</p> <p>2) 特に過去の行政処分に関し、発生原因の究明を持ってガバナンスの強化に向け、資産運用業の特性を踏まえた経営体制の構築、実効性ある具体的な再発防止策を策定し、実施すること。</p> <p>3) 経営陣を含めた責任の所在を明確化すること。</p> <p>4) 今回の行政処分に関し、万全を期した投資者保護のために適切な顧客説明、顧客への適切な対応を講じること。</p> <p>5) 上記 1) から 4) について、2022年2月28日までに書面で報告すること。</p>
改善される業 務の概要	投資運用業

改善の終了予定 定期限	2022年2月28日までに改善策を策定、金融庁に報告予定。改善の終了予定 は改善策の内容次第となります。
影響を受ける 公募のファン ド等の名称	該当なし
ファンド等の 管理、運用又は 処分に与える 影響の概要	該当なし